

配偶者の同意得ず…東京地裁が初判断

夫婦の一方が相手の同意を得ずに子供と家を出る「連れ去り」を防ぐ法規制がないのは、国として許されるのか。子供と離れて暮らす親らがこゝろ訴えた訴訟で東京地裁は1月、国に対する賠償請求は退ける一方、法規制が存在しないとして法の不備を認める初の司法判断を示した。ドメスティックバイオレンス(DV)被害者が子供を連れ出すなどやむをえない例もあるが、国際機関からは法整備の勧告も相次いでおり、別居中の子育てのルールを巡る議論にも一石を投じた。

(村嶋和樹)

子供連れ去り

ミミラー越しの面会

訴訟で原告となったのは、配偶者から同意なく子供を連れ去られたとする男女14人。刑事・民事ともにこつした事態を抑止する法律が存在せず、国が法整備を長期間怠っている」と主張。違法性を追及できないため、子供の養育を巡って不利な立場に置かれていかなど訴えた。

原告の一人で大阪府に住む医師 三輪博志さん(54)によると、三輪さんは平成27年に結婚したが、妻の妊娠中に家事や家計のやり取りを巡って夫婦関係が悪化。妻は28年11月、生後2カ月の長女を連れて家を出た。その後、離婚訴訟を起され、妻が親権者とされた。

「法の不備」波紋

裁判所で長女との面会交流は「2カ月に1回、2時間以内」との条件で認められたが、妻側に拒絶され、実現していない。妻が家を出てから、長女の姿を見ることができたのは、マジックミラー越しでの5分間だけだ。

三輪さんは「娘は今年、小学校に上がるが、性格どころか好きなものも分からない」と話す。

誘拐罪適用は限定的

訴訟で主な争点となったのは、三輪さんのケースのよう

に、一方の親が子供を無断で連れ去ることを防ぐ法規制はあるか▽法規制がない場合、憲法が保障する基本的人権の不当な制約に当たるかーなどだ。

被告である国側は、子供を連れ去ったのであれば、親であっても刑法の誘拐罪などが適用されると主張。現行の民法に連れ去りを違法と明示した規定はないが、不法行為と評価することは可能だと反論した。

その上で、連れ去りの背景にはさまざまな事情があり、



子供の「連れ去り」の法規制を巡る訴訟の判決後に会見した原告の三輪博志さん(1月、東京・霞が関) (宇都木涉撮影)

して、法規制が存在しないこと自体は「合憲」と判断。法規制の必要性についても「国民に共通認識が形成されていないとはいえない」と結論づけた。

法制審議論に影響も

今回の地裁判決は、日本が国連や欧州連合などから複数回にわたり、子供の連れ去りに関する国際条約と国内法を整合させるよう勧告を受けていることにも言及。法整備の是非を巡る議論が必要との認識も示している。

法相の諮問機関である法制審議会の部会では現在、離婚後も双方の親に親権を認める共同親権の是非など離婚後の子育てのルールを見直す議論が進められている。連れ去りの法規制については議題にならないものの、別居する子供との面会交流のあり方など、こうした問題に直結する改善策が話し合われている。

原告側代理人の作花知志弁護士は「法制審の議論にも大きな影響を与える判決だ」としている。